

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があったときは、速やかに提出してください。

平成 年 月 日		給与支払者 (特別徴収義務者) 十日町市長 様	所在地			特別徴収義務者 指定番号					
フリガナ			名称			個人番号又は 法人番号					
氏名			代表者の 職氏名印			担当 者	係				
個人番号				特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 由	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額(支払 予定額)
旧住所		(1月1日現在の住所……必ず記入してください。)		(ア) 円	月分 から	(イ) 円	(ウ) 円	. . .	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 会社解散 6. 住所誤報 7. 少額給与 8. 支払不定期 9. 事業専従者	円	円
現住所		(給与の支払を受けなくなった後の住所)			月分 まで					控除社会 保険料額	勤続年数

◎異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○印

で囲んでください。

A. 一括徴収
(ウ)の額も特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する。
(月 日の納期限)

一 括 徴 収 由

- 異動が12月31日までで、
申し出があったため (月 日申出)
- 異動が1月1日以降で、
特別徴収の継続の希望がないため

徴収予定	徴収予定月日	徴収予定額 <(ウ)の金額>	異動者印

B. 普通徴収
(ウ)の額を本人が支払う。

当市より、後日、本人あてに納税通知書をお送りいたしますのでその旨を本人にお知らせください。
なお、1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

死亡退職の場合で相続人がおわりのときに記入してください。

(フリガナ) 氏名	続柄
住所	

C. 特別徴収継続
(ウ)の額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

新特別徴収義務者	所在地		
	フリガナ		
	名称		
	電 話	担当者 氏名	

月割額 円を [] 月分(月 日の納期限)から納入する。

特別徴収義務者指定番号					
個人番号又は法人番号					

ご注意 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回送願います。
ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ回送願います。
新勤務先では、下段(C. 特別徴収継続の欄)の事項を記入し、また徴収台帳への記入等の手続きを済ませたうえで、税務課市民税係宛てに送付してください。